

令和8年9月2日

令和8年第3回貝塚市議会定例会会議事項

目 次

議 案		事 件 名	頁
種別	番号		
報告	9	令和7年度健全化判断比率報告の件	4
〃	10	令和7年度資金不足比率報告の件	5
〃	11	処分報告（損害賠償の額の決定）の件	6
〃	12	令和7事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団決算報告の件	7
〃	13	令和8事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団事業計画変更報告の件	14
議案	44	附属機関に関する条例及び貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件	15
〃	45	貝塚市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定の件	16
〃	46	貝塚市景観条例の一部を改正する条例制定の件	17
〃	47	貝塚市立総合体育館条例の一部を改正する条例制定の件	18
〃	48	市道麻生中橋本線（平成大橋）橋梁補強工事の工事請負契約を締結する件	19
〃	49	貝塚市立ひと・ふれあい館備品等一式を取得する件	20
〃	50	2トンクラス3トン積み回転式・ダンプ式標準キャブパッカー車を取得する件	21
〃	51	官民連携手法を用いた小中学校特別教室空調設置業務に係る事業契約を締結する件	22
〃	52	令和8年度貝塚市一般会計補正予算（第3号）の件	23
〃	53	令和8年度貝塚市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の件	28
〃	54	令和8年度貝塚市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の件	31

議 案		事 件 名	頁
種別	番号		
議案	55	令和 8 年度貝塚市病院事業会計補正予算（第 2 号）の件	34
認定	1	令和 7 年度貝塚市一般会計及び特別会計決算認定の件	35
〃	2	令和 7 年度貝塚市水道事業会計決算認定の件	36
〃	3	令和 7 年度貝塚市下水道事業会計決算認定の件	37
〃	4	令和 7 年度貝塚市病院事業会計決算認定の件	38

報告第 9 号

令和 7 年度健全化判断比率報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年度決算に基づく貝塚市の健全化判断比率を次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

貝塚市長 牛 尾 治 朗

記

1. 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.46)	— (17.46)	6.4 (25.0)	17.4 (350.0)

() の数値は、早期健全化基準

2. 令和 7 年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書 (別 冊)

報告第 10 号

令和 7 年度資金不足比率報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年度決算に基づく貝塚市の公営企業の資金不足比率を次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

貝塚市長 牛 尾 治 朗

記

1. 公営企業資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
水道事業会計	— (20.0)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定
下水道事業会計	— (20.0)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定
病院事業会計	— (20.0)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定

() の数値は、経営健全化基準

2. 令和 7 年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書 (別 冊)

報告第 11 号

処分報告（損害賠償の額の決定）の件

次の事件は、市長の専決処分事項に関する条例第 2 条の規定に基づき、専決処分したものである
で、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

貝塚市長 牛 尾 治 朗

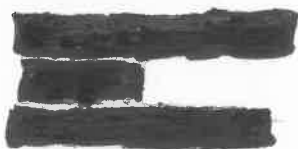
記

損害賠償の額の決定の件

令和 8 年 6 月 2 日、本市海塚の市道において、本市職員が運転する公用車が、対向車とすれ違う際、
路上の地藏堂の屋根に接触したことにより、その一部を破損させた事故について、次のとおり損害賠
償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 346,500 円

2 損害賠償の相手



令和 8 年 8 月 18 日処分

貝塚市長 牛 尾 治 朗

報告第 12 号

令和 7 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団決算報告の件

令和 7 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団の決算を次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

貝塚市長 牛 尾 治 朗

一般財団法人貝塚市文化振興事業団

理事長 西 川 修 助 殿

令和 8 年 5 月 25 日

一般財団法人貝塚市文化振興事業団

監 事 井 上 菊 信

監 事 西 納 功

監査報告書

私たちは、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの事業年度の理事の職務の執行に関して、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私たちは、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、法人事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料等の調査を行い、当該事業年度に係る事業報告書、また、貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書（以下、計算書類等という）について監査を行いました。

2 監査の結果

（1）事業報告書の監査結果

- 一 事業報告書は、法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算書類等の監査結果

計算書類等は、法人の財産及び損益（正味財産増減）の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和7事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団収支決算

収入決算額合計	292,722,967円
支出決算額合計	295,557,070円
当期収支差額合計	△2,834,103円
前期繰越収支差額合計	101,068,854円
次期繰越収支差額合計	98,234,751円

令和 7 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団収支計算書（総括表）
（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）

（単位：円）

科 目	自主事業	受託事業	施設管理 運営事業	一般事業	内部取引 等消去	合 計	備 考
I 事業活動収支の部							
1. 事業活動収入							
①事業収入							
自主事業収入	8,992,978	0	0	0	0	8,992,978	入場料
使用料収入	43,573,377	0	0	2,795,690	0	46,369,067	ホール等利用料
友の会会費収入	371,500	0	0	0	0	371,500	
受取助成金収入	5,977,646	0	13,620,668	0	0	19,598,314	
業務受託収入	39,339,250	0	0	0	0	39,339,250	
受託事業収入	0	2,546,449	0	0	0	2,546,449	
施設管理受託事業収入	0	0	174,079,247	0	0	174,079,247	
事業収入計	98,254,751	2,546,449	187,699,915	2,795,690	0	291,296,805	
②雑収入							
雑収入	1,426,162	0	0	0	0	1,426,162	各種手数料
雑収入計	1,426,162	0	0	0	0	1,426,162	
事業活動収入合計	99,680,913	2,546,449	187,699,915	2,795,690	0	292,722,967	
2. 事業活動支出							
①事業費支出							
給料手当支出	0	0	24,273,502	0	0	24,273,502	
臨時雇賃金支出	5,900	0	0	0	0	5,900	アルバイト賃金
報酬支出	13,186,971	0	30,001,320	0	0	43,188,291	嘱託報酬
福利厚生費支出	205,972	0	9,741,016	0	0	9,946,988	社会保険料等
旅費交通費支出	112,300	3,940	4,270	0	0	120,510	出演者旅費等
通信運搬費支出	719,129	9,063	1,090,665	0	0	1,818,857	郵便料等
備品購入費支出	0	0	999,451	0	0	999,451	
消耗品費支出	8,513	6,189	1,247,711	0	0	1,262,413	
修繕費支出	0	0	7,999,796	0	0	7,999,796	舞台関係修繕料等
印刷製本費支出	885,124	308,978	0	0	0	1,194,102	ボスター・機関誌等
燃料費支出	0	0	49,454	0	0	49,454	ガソリン等
光熱水料費支出	0	0	40,718,444	0	0	40,718,444	電気・ガス料金等
租税公課支出	1,890,032	5,525	△ 1,284,725	0	0	610,832	印紙代・消費税等
負担金支出	0	0	5,400	0	0	5,400	
委託費支出	31,317,267	944,784	80,252,537	0	0	112,514,588	事業委託料等
業務運営費	39,339,250	0	0	0	0	39,339,250	
会議費支出	185,063	3,200	0	0	0	188,263	出演者・来客賄等
使用料支出	2,509,800	788,810	5,422,560	0	0	8,721,170	会館使用料等
手数料支出	200,970	133,760	32,230	0	0	366,960	制作手数料等
著作権料支出	175,367	0	0	0	0	175,367	著作権使用料
広告宣伝費支出	701,529	342,200	0	0	0	1,043,729	
雑支出	0	0	7,000	0	0	7,000	
事業費支出計	91,443,187	2,546,449	200,560,631	0	0	294,550,267	

(単位：円)

科 目	自主事業	受託事業	施設管理 運営事業	一般事業	内部取引 等消去	合 計	備 考
②管理費支出							
会議費支出	0	0	0	3,704	0	3,704	
通信運搬費支出	0	0	0	990	0	990	
消耗品費支出	0	0	0	19,449	0	19,449	
保険料支出	0	0	0	379,660	0	379,660	
租税公課支出	0	0	0	251,500	0	251,500	消費税等
負担金支出	0	0	0	28,000	0	28,000	
手数料支出	0	0	0	5,500	0	5,500	
報償金支出	0	0	0	248,000	0	248,000	役員費用弁償
管理費支出計	0	0	0	936,803	0	936,803	
3. その他の事業活動支出							
①法人税、住民税及び事業税	70,000	0	0	0	0	70,000	
その他の事業活動支出計	70,000	0	0	0	0	70,000	
事業活動支出合計	91,513,187	2,546,449	200,560,631	936,803	0	295,557,070	
事業活動収支差額	8,167,726	0	△ 12,860,716	1,858,887	0	△ 2,834,103	
II 財務活動収支の部							
1. 財務活動収入							
事業借入金収入	0	0	20,000,000	0	△ 20,000,000	0	
財務活動収入計	0	0	20,000,000	0	△ 20,000,000	0	
2. 財務活動支出							
事業貸付金支出	20,000,000	0	0	0	△ 20,000,000	0	
財務活動支出計	20,000,000	0	0	0	△ 20,000,000	0	
財務活動収支差額	△ 20,000,000	0	20,000,000	0	0	0	
当期収支差額	△ 11,832,274	0	7,139,284	1,858,887	0	△ 2,834,103	
前期繰越収支差額	20,984,049	0	△ 4,496,981	84,581,786	0	101,068,854	
次期繰越収支差額	9,151,775	0	2,642,303	86,440,673	0	98,234,751	

令和 7 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団正味財産増減計算書（総括表）
（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）

（単位：円）

科 目	自主事業	受託事業	施設管理 運営事業	一般事業	合 計
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
① 事業収益					
自主事業収益	8,992,978	0	0	0	8,992,978
使用料収益	43,573,377	0	0	2,795,690	46,369,067
友の会会費収益	371,500	0	0	0	371,500
受取助成金収益	5,977,646	0	13,620,668	0	19,598,314
業務受託収益	39,339,250	0	0	0	39,339,250
受託事業収益	0	2,546,449	0	0	2,546,449
施設管理受託事業収益	0	0	174,079,247	0	174,079,247
事業収益計	98,254,751	2,546,449	187,699,915	2,795,690	291,296,805
② 雑収益					
雑収益	1,426,162	0	0	0	1,426,162
雑収益計	1,426,162	0	0	0	1,426,162
経常収益計	99,680,913	2,546,449	187,699,915	2,795,690	292,722,967
(2) 経常費用					
① 事業費					
給料手当	0	0	24,273,502	0	24,273,502
臨時雇賃金	5,900	0	0	0	5,900
報酬	13,186,971	0	30,001,320	0	43,188,291
福利厚生費	205,972	0	9,741,016	0	9,946,988
旅費交通費	112,300	3,940	4,270	0	120,510
通信運搬費	719,129	9,063	1,090,665	0	1,818,857
備品購入費	0	0	999,451	0	999,451
消耗品費	8,513	6,189	1,247,711	0	1,262,413
修繕費	0	0	7,999,796	0	7,999,796
印刷製本費	885,124	308,978	0	0	1,194,102
燃料費	0	0	49,454	0	49,454
光熱水料費	0	0	40,718,444	0	40,718,444
租税公課	1,890,032	5,525	△ 1,284,725	0	610,832
支払負担金	0	0	5,400	0	5,400
業務運営費	39,339,250	0	0	0	39,339,250
委託費	31,317,267	944,784	80,252,537	0	112,514,588
会議費	185,063	3,200	0	0	188,263
使用料及び賃借料	2,509,800	788,810	5,422,560	0	8,721,170
手数料	200,970	133,760	32,230	0	366,960
著作権料	175,367	0	0	0	175,367
広告宣伝費	701,529	342,200	7,000	0	1,050,729
事業費計	91,443,187	2,546,449	200,560,631	0	294,550,267

(単位：円)

科 目	自主事業	受託事業	施設管理 運営事業	一般事業	合 計
②管理費					
会議費	0	0	0	3,704	3,704
通信運搬費	0	0	0	990	990
消耗品費	0	0	0	19,449	19,449
保険料	0	0	0	379,660	379,660
租税公課	0	0	0	251,500	251,500
支払負担金	0	0	0	28,000	28,000
手数料	0	0	0	5,500	5,500
報償金	0	0	0	248,000	248,000
管理費計	0	0	0	936,803	936,803
經常費用計	91,443,187	2,546,449	200,560,631	936,803	295,487,070
当期經常増減額	8,237,726	0	△ 12,860,716	1,858,887	△ 2,764,103
2. 經常外増減の部					
(1)經常外費用					
退職給付引当金繰入	0	0	0	4,589,262	4,589,262
經常外費用計	0	0	0	4,589,262	4,589,262
当期經常外増減額	0	0	0	△ 4,589,262	△ 4,589,262
税引前当期一般正味財産増減額	8,237,726	0	△ 12,860,716	△ 2,730,375	△ 7,353,365
法人税、住民税及び事業税等	70,000	0	0	0	70,000
当期一般正味財産増減額	8,167,726	0	△ 12,860,716	△ 2,730,375	△ 7,423,365
一般正味財産期首残高	75,984,049	0	△ 59,496,981	94,403,929	110,890,997
一般正味財産期末残高	84,151,775	0	△ 72,357,697	91,673,554	103,467,632
II 正味財産期末残高	84,151,775	0	△ 72,357,697	91,673,554	103,467,632

令和7事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団貸借対照表（総括表）
（令和8年3月31日現在）

（単位：円）

科 目	自主事業	受託事業	施設管理 運営事業	一般事業	内部取引 等消去	合 計
I 資産の部						
1. 流動資産						
現金預金	14,976,566	374,555	12,230,357	86,694,483	0	114,275,961
売掛金	20,900	0	0	0	0	20,900
未収金	40,529,564	0	7,434,869	0	0	47,964,433
未収還付法人税等	25,428	0	0	0	0	25,428
事業短期貸付金	344,875	0	0	0	△ 344,875	0
流動資産合計	55,897,333	374,555	19,665,226	86,694,483	△ 344,875	162,286,722
2. 固定資産						
(1) 基本財産						
基本財産積立預金	0	0	0	50,000,000	0	50,000,000
基本財産合計	0	0	0	50,000,000	0	50,000,000
(2) その他固定資産						
電話加入権	0	0	0	749,840	0	749,840
事業長期貸付金	75,000,000	0	0	0	△ 75,000,000	0
その他固定資産合計	75,000,000	0	0	749,840	△ 75,000,000	749,840
固定資産合計	75,000,000	0	0	50,749,840	△ 75,000,000	50,749,840
資産合計	130,897,333	374,555	19,665,226	137,444,323	△ 75,344,875	213,036,562
II 負債の部						
1. 流動負債						
未払金	39,228,604	25,355	18,368,448	2,310	0	57,624,717
未払消費税等	1,813,200	4,325	△ 1,345,525	251,500	0	723,500
未払法人税等	70,000	0	0	0	0	70,000
前受金	4,095,190	0	0	0	0	4,095,190
預り金	1,538,564	0	0	0	0	1,538,564
事業短期借入金	0	344,875	0	0	△ 344,875	0
流動負債合計	46,745,558	374,555	17,022,923	253,810	△ 344,875	64,051,971
2. 固定負債						
事業長期借入金	0	0	75,000,000	0	△ 75,000,000	0
退職給付引当金	0	0	0	45,516,959	0	45,516,959
固定負債合計	0	0	75,000,000	45,516,959	△ 75,000,000	45,516,959
負債合計	46,745,558	374,555	92,022,923	45,770,769	△ 75,344,875	109,568,930
III 正味財産の部						
1. 一般正味財産	84,151,775	0	△ 72,357,697	91,673,554	0	103,467,632
正味財産合計	84,151,775	0	△ 72,357,697	91,673,554	0	103,467,632
負債及び正味財産合計	130,897,333	374,555	19,665,226	137,444,323	△ 75,344,875	213,036,562

報告第 13 号

令和 8 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団事業計画変更報告の件

令和 8 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団の事業の計画変更を次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

貝塚市長 牛 尾 治 朗

令和 8 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団補正予算（第 1 回）

令和 8 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（収入支出予算の補正）

- 1 前期繰越収支差額及び次期繰越収支差額に、それぞれ△2,834 千円を追加し、前期繰越収支差額 98,235 千円並びに次期繰越収支差額 98,235 千円とする。
- 2 収入支出予算の補正にかかる科目ごとの金額及び補正後の収入支出予算の金額は、次による。

（単位：千円）

大 科 目	予 算 額	補 正 予 算 額	計
当 期 収 入 合 計	267,325	0	267,325
当 期 支 出 合 計	275,588	0	275,588
剰 余 金 取 崩 収 入	8,263	0	8,263
当 期 収 支 差 額	0	0	0
前 期 繰 越 収 支 差 額	101,069	△2,834	98,235
次 期 繰 越 収 支 差 額	101,069	△2,834	98,235

議案第 44 号

附属機関に関する条例及び貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例制定の件

附属機関に関する条例及び貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 2 日提出

貝塚市長 牛 尾 治 朗

貝塚市条例第 号

附属機関に関する条例及び貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

(附属機関に関する条例の一部改正)

第 1 条 附属機関に関する条例（昭和31年貝塚市条例第322号）の一部を次のように改正する。

別表中	「	
	貝塚市文化財保存活用 地域計画策定協議会	文化財保存活用地域計画の策定及び変更 についての調査審議に関する事務
」		

を

貝塚市文化財保存活用 地域計画策定協議会	文化財保存活用地域計画の策定及び変更 についての調査審議に関する事務
貝塚寺内町伝統的建造 物群保存対策検討委員 会	伝統的建造物群保存地区を決定するた めの調査の内容、方針等並びに当該調査の 結果に基づく助言及び保存対策について の調査審議に関する事務

に改め

る。

(貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年貝塚市条
例第336号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中	「	
	貝塚市文化財保存活用地 域計画策定協議会委員	同 8,000円 同
」		

貝塚市文化財保存活用地 域計画策定協議会委員	同 8,000円	同
貝塚寺内町伝統的建造物 群保存対策検討委員会委 員	同 8,000円	同

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 45 号

貝塚市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年9月2日提出

貝塚市長 牛 尾 治 朗

貝塚市条例第 号

貝塚市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

貝塚市印鑑登録及び証明に関する条例（昭和51年貝塚市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「非漢字圏」の次に「（漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む。）」を加える。

第6条第1項中「印鑑登録原票に」を削り、「（印影の写しを除く。）を登録する」を「を登録した印鑑登録原票を磁気ディスクに記録して調製する」に改め、同条第2項を削る。

第7条第1項中「前条第1項」を「前条」に改める。

第12条第1項中「登録している」を「登録されている」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による証明は、印鑑登録原票に登録されている印影を写した印鑑登録証明書を交付することにより行う。

第13条第3項中「いい、」を「いう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち」に、「同じ。）を添えて」を「（個人番号カード等」という。）を提示し、及び市長が指定する入力装置に当該利用者証明用電子証明書に係る暗証番号を自ら入力することにより」に改め、同項後段を削り、同条第4項中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改め、「使用して」の次に「、これらの利用者証明用電子証明書に係る暗証番号その他必要な事項を当該通信端末機器に自ら入力することにより」を加え、同項後段を削る。

第14条第1号中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の第6条の規定により登録された印鑑に係る印鑑登録原票（電子計算機に記録されたものに限る。）は、この条例による改正後の第6条の規定により調製された印鑑登録原票とみなす。

議案第 46 号

貝塚市景観条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市景観条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 2 日提出

貝塚市長 牛 尾 治 朗

貝塚市条例第 号

貝塚市景観条例の一部を改正する条例

貝塚市景観条例（令和 6 年貝塚市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条中「第 16 条第 7 項第 11 号」を「第 16 条第 8 項第 12 号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）の施行の日から施行する。

議案第 47 号

貝塚市立総合体育館条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市立総合体育館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 2 日提出

貝塚市長 牛 尾 治 朗

貝塚市条例第 号

貝塚市立総合体育館条例の一部を改正する条例

貝塚市立総合体育館条例（昭和59年貝塚市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表専用使用（団体）使用料表トレーニング室の項を次のように改める。

第 6 体育室	全面	1,600 円	1,600 円	1,600 円	3,300 円
---------	----	---------	---------	---------	---------

別表専用使用（団体）使用料表備考 4 中「体育室において」を「次の各号に掲げる体育室において」に、「次の」を「当該」に改め、同表備考 4 に次の 1 号を加える。

（5） 第 6 体育室 1 時間につき 200 円

別表共用使用（個人）使用料表トレーニング室の項を削り、同表中「その他の施設」を「全施設」に改め、同表備考 1 中「、トレーニング室については、3 時間以内をいい、その他の施設については」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の貝塚市立総合体育館条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 施行日以後の使用に係る使用料の徴収、減免及び還付に係る手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第 48 号

市道麻生中橋本線（平成大橋）橋梁補強工事の工事請負契約を締結する件

市道麻生中橋本線（平成大橋）橋梁補強工事の工事請負契約を次のとおり締結するものとする。

令和 8 年 9 月 2 日提出

貝塚市長 牛 尾 治 朗

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 契約の目的 | 市道麻生中橋本線（平成大橋）橋梁補強工事 |
| 2 | 契約の方法 | 条件付一般競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 172,365,600円 |
| 4 | 契約の相手 | 大阪市東成区東今里 2－1－28－307
ゼロ建設工業株式会社
代表取締役 中山 恵司 |

議案第 49 号

貝塚市立ひと・ふれあい館備品等一式を取得する件

次のとおり、動産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する
条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年9月2日提出

貝塚市長 牛 尾 治 朗

記

- | | | |
|---|--------|--------------------------------------|
| 1 | 取得する動産 | 貝塚市立ひと・ふれあい館備品等一式 |
| 2 | 契約の方法 | 条件付一般競争入札による契約 |
| 3 | 取得価格 | 34,430,000円 |
| 4 | 契約の相手 | 貝塚市南町24-23
株式会社カタナヤ 貝塚営業所
刀谷 遼 |

議案第 50 号

2 トンクラス 3 トン積み回転式・ダンプ式標準キャブパッカー車を取得する件

次のとおり、動産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する
条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

貝塚市長 牛 尾 治 朗

記

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する動産 | 2 トンクラス 3 トン積み回転式・ダンプ式標準キャブパッカー車 2 台 |
| 2 契約の方法 | 条件付一般競争入札による契約 |
| 3 取得価格 | 21,309,772 円 |
| 4 契約の相手 | 貝塚市堤 409-1
株式会社カーサービスいずみ
代表取締役 安栖 義一 |

議案第 51 号

官民連携手法を用いた小中学校特別教室空調設置業務に係る事業契約を締結する件

官民連携手法を用いた小中学校特別教室空調設置業務に係る事業契約を次のとおり締結するものとする。

令和8年9月2日提出

貝塚市長 牛 尾 治 朗

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 契約の目的 | 市立小中学校14校における特別教室39室への空調機設置及びこれに伴い必要となるキュービクルの改修・更新に係る設計、施工、統括管理及び付帯業務 |
| 2 | 事業の概要 | 市立小中学校14校における特別教室39室への空調機設置及びこれに伴い必要となるキュービクルの改修・更新に係る設計、施工、統括管理及び付帯業務を一体として行う。 |
| 3 | 契約の方法 | 公募型プロポーザル方式による随意契約 |
| 4 | 契約金額 | 464,200,000円
(消費税及び地方消費税相当額を含む。) |
| 5 | 契約の相手 | 大阪市北区南森町二丁目4番32号
柳生設備株式会社
代表取締役 福地 優祐 |
| 6 | 仮契約の日 | 令和8年8月17日 |

議案第 52 号

令和 8 年度貝塚市一般会計補正予算（第 3 号）の件

令和 8 年度貝塚市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 9 3 , 2 1 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 2 , 9 2 4 , 4 3 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 9 月 2 日提出

貝塚市長 牛尾 治朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		8,811,795	140,981	8,952,776
	2. 国庫補助金	1,331,395	140,981	1,472,376
15. 府支出金		3,541,459	250	3,541,709
	2. 府補助金	848,930	250	849,180
17. 寄附金		905,510	440	905,950
	1. 寄附金	905,510	440	905,950
18. 繰入金		3,138,356	87,461	3,225,817
	1. 特別会計繰入金	31,964	2,478	34,442
	2. 基金繰入金	3,103,892	84,983	3,188,875
19. 繰越金		100	47,461	47,561
	1. 繰越金	100	47,461	47,561
20. 諸収入		743,299	826	744,125
	5. 雑入	282,542	826	283,368
21. 市債		2,304,200	15,800	2,320,000
	1. 市債	2,304,200	15,800	2,320,000
歳 入 合 計		42,631,217	293,219	42,924,436

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		6,044,811	66,538	6,111,349
	1. 総務管理費	5,287,809	66,538	5,354,347
3. 民生費		20,576,678	8,560	20,585,238
	1. 社会福祉費	8,235,818	2,640	8,238,458
	2. 児童福祉費	8,690,178	5,920	8,696,098
4. 衛生費		4,071,342	21,082	4,092,424
	1. 保健衛生費	1,040,660	21,082	1,061,742
6. 農林水産業費		229,031	9,193	238,224
	1. 農業費	209,282	9,193	218,475
7. 商工費		276,468	107,950	384,418
	1. 商工費	276,468	107,950	384,418
8. 土木費		3,361,902	1,000	3,362,902
	5. 都市計画費	1,968,220	1,000	1,969,220
10. 教育費		3,451,347	54,896	3,506,243
	5. 社会教育費	696,916	49,700	746,616
	6. 保健体育費	184,908	5,196	190,104
12. 諸支出金		13,063	24,000	37,063
	3. 財政調整基金	5,208	24,000	29,208
歳 出	合 計	42,631,217	293,219	42,924,436

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	市民文化会館施設整備事業	80,907
10. 教育費	5. 社会教育費	山手施設整備事業	53,705

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前									補 正 後								
	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法					備 考	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法					備 考
				借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他					借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他	
岸和田市貝塚市 畜場施設整備事業	千円 377,400	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 地方公共団体金融 機構資金について、 利率の見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の利 率)	政 府 その他	年以内 30	年以内 5	年賦又は 半年賦・ 元利均等 又は元金 均等若し くは満期 一括償還	左記の条件の範囲 内において借入先 に融通条件がある 場合その条件に従 うことができる。 ただし、財政の都 合により償還期限 及び据置期間を短 縮し又は繰上償還 若しくは低利に借 り換えることがで きる。	証券発行の場合 において発行価 格が額面金額を 下回るときは、 それぞれの発行 価格差減額を埋 めるために必要 な金額をそれぞ れの限度額に加 算した金額を限 度額とする。	千円 393,200	同左	同左	同左	年以内 同左	年以内 同左	同左	同左	同左
起債合計	2,304,200									2,320,000								

議案第 53 号

令和 8 年度貝塚市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の件

令和 8 年度貝塚市の介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 1 4 , 2 1 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 , 3 2 6 , 3 0 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 2 日提出

貝塚市長 牛尾 治朗

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 支払基金交付金		2,416,578	8,016	2,424,594
	1. 支払基金交付金	2,416,578	8,016	2,424,594
7. 繰越金		3,100	106,198	109,298
	1. 繰越金	3,100	106,198	109,298
歳入合計		9,212,089	114,214	9,326,303

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5. 諸支出金		35,064	87,813	122,877
	1. 償還金及び還付加算金	3,100	85,335	88,435
	2. 繰出金	31,964	2,478	34,442
7. 基金積立金		0	26,401	26,401
	1. 基金積立金	0	26,401	26,401
歳 出 合 計		9,212,089	114,214	9,326,303

議案第 54 号

令和 8 年度貝塚市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）の件

令和 8 年度貝塚市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 7 0 5, 7 5 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 2 日提出

貝塚市長 牛尾 治朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5. 繰越金		2, 500	1, 000	3, 500
	1. 繰越金	2, 500	1, 000	3, 500
歳 入 合 計		1, 704, 756	1, 000	1, 705, 756

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 諸支出金		2,650	1,000	3,650
	1. 償還金及び還付加算金	2,650	1,000	3,650
歳 出 合 計		1,704,756	1,000	1,705,756

議案第 55 号

令和 8 年度貝塚市病院事業会計補正予算（第 2 号）の件

第 1 条 令和 8 年度貝塚市病院事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 8 年度貝塚市病院事業会計予算第 9 条を第 10 条とし、第 5 条から第 8 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（債務負担行為）

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
市立貝塚病院一般用・寝台用 EV 更新工事	令和 8 年度から令和 9 年度まで	千円 234,432
市立貝塚病院一般用・寝台用 EV 更新工事監理業務	令和 8 年度から令和 9 年度まで	千円 3,375

令和 8 年 9 月 2 日提出

貝塚市長 牛尾 治朗

認定第 1 号

令和 7 年度貝塚市一般会計及び特別会計決算認定の件

令和 7 年度貝塚市一般会計及び特別会計決算について、地方自治法第 96 条第 1 項第 3 号及び第 233 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

貝塚市長 牛 尾 治 朗

記

1. 令和 7 年度貝塚市歳入歳出決算書
 - (1) 一般会計
 - (2) 国民健康保険事業特別会計
 - (3) 財産区特別会計
 - (4) 介護保険事業特別会計
 - (5) 後期高齢者医療事業特別会計
2. 令和 7 年度貝塚市歳入歳出決算に関する説明資料
 - (1) 主要施策の成果説明書
 - (2) 歳入歳出決算事項別明細書
 - (3) 実質収支に関する調書
 - (4) 財産に関する調書
 - (5) 基金運用状況調
3. 令和 7 年度貝塚市一般会計・特別会計決算及び基金の運用状況審査意見書 (別 冊)

認定第 2 号

令和 7 年度貝塚市水道事業会計決算認定の件

令和 7 年度貝塚市水道事業会計決算について、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

貝塚市長 牛 尾 治 朗

記

1. 令和 7 年度貝塚市水道事業会計決算書
2. 令和 7 年度貝塚市水道事業会計決算に関する説明資料
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収益費用明細書
 - (3) 固定資産明細書
 - (4) 企業債明細書
3. 令和 7 年度貝塚市公営企業会計決算審査意見書 (別 冊)

認定第 3 号

令和 7 年度貝塚市下水道事業会計決算認定の件

令和 7 年度貝塚市下水道事業会計決算について、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

貝塚市長 牛 尾 治 朗

記

1. 令和 7 年度貝塚市下水道事業会計決算書
2. 令和 7 年度貝塚市下水道事業会計決算に関する説明資料
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収益費用明細書
 - (3) 固定資産明細書
 - (4) 企業債明細書
3. 令和 7 年度貝塚市公営企業会計決算審査意見書 (別 冊)

認定第 4 号

令和 7 年度貝塚市病院事業会計決算認定の件

令和 7 年度貝塚市病院事業会計決算について、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

貝塚市長 牛 尾 治 朗

記

1. 令和 7 年度貝塚市病院事業会計決算書
2. 令和 7 年度貝塚市病院事業会計決算に関する説明資料
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収益費用明細書
 - (3) 固定資産明細書
 - (4) 企業債明細書
3. 令和 7 年度貝塚市公営企業会計決算審査意見書 (別 冊)